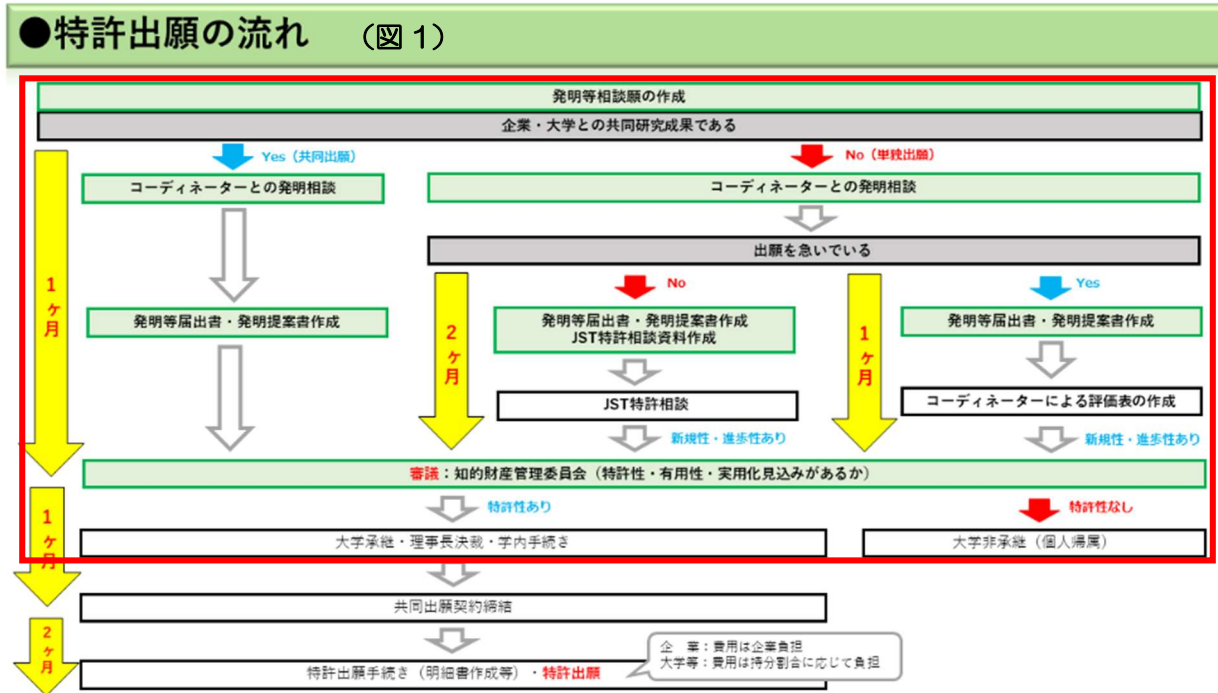


知的財産管理委員会 知的財産の出願・維持に関する運用ガイドライン

(令和8年5月18日 学校法人大阪医科薬科大学知的財産管理委員会)

このガイドラインは、本法人の職務発明の出願から権利維持に至る各段階での知的財産管理委員会（以下、「委員会」といいます。）における判断基準を定め、優れた研究成果の迅速な保護と知的財産管理予算の戦略的かつ効率的な運用を両立させることを目的としています。



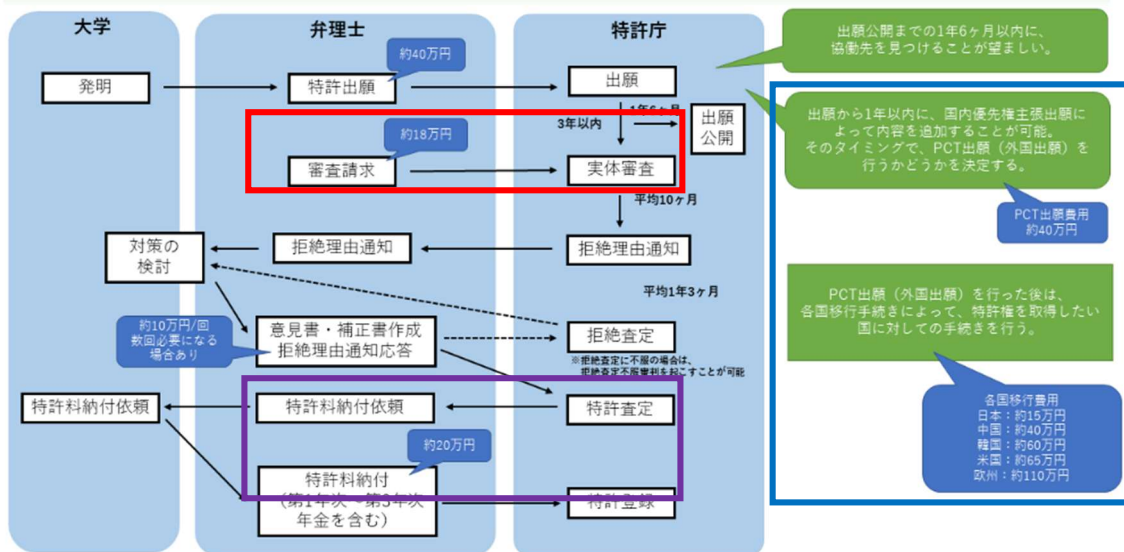
可能性を重視した判断を行うことがあります。

1. 国内出願の承認基準 (図1 赤枠内)

委員会は、発明者による届出がなされた職務発明について、産学官連携コーディネーターまたは国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) 知財活用支援事業特許相談の評価に基づき新規性および進歩性が認められる限り、早期の権利確保を目的に原則として国内出願を承認します。ただし、当該職務発明が、大学・企業との共同研究であり、共同出願を企図する場合は、共同研究推進の観点から、契約内容の事前確認の結果、契約内容が適正であること等の簡易な評価により認めることができます。

※委員会は、国内出願においては、将来の市場性や実施主体が確定していない場合であっても、知的財産管理予算の範囲内で学術的価値および将来の

●特許出願以降の流れと費用 (図2)



企業等から要望があること。

(3) **スタートアップ創出:** 当該発明を核とした本学発スタートアップの設立計画が具体化 (例: 本学発スタートアップの認定申請、またはベンチャーキャピタル等からの投資意向書の受領等) していること。

3. PCT 出願および各国移行の承認基準 (図2 青枠内)

PCT 出願 (優先日 [パリ条約等に基づき優先権主張の基礎となる最先の出願日] から 12 ヶ月) および各国移行 (優先日から 30 ヶ月) については、2 で挙げた (1) から (3) のいずれかの要件を満たすことに加え、次の(1)及び(2)の要件のうち、PCT 出願においては(1)を、各国移行においてはすべてを満たすものに限り、委員会は手続を行うことを承認することができます。

(1) **海外展開の必然性:** 対象国において製造・販売等の事業化が具体的に想定されること。

2.出願審査請求の承認基準 (図2 赤枠内)

出願審査請求 (国内出願日から 3 年以内) については、次の各号のいずれかの要件を満たした案件に限り、委員会は知的財産管理予算の範囲内で当該費用を負担のうえ、審査請求を行うことを審議・承認することができます。ただし、企業等が当該費用の全部を負担する場合、委員会は審査請求を行うことの承認(原則として報告事項扱い)のみを行います。

(1) **企業等との契約状況:** 既にライセンス契約、共同研究契約、またはオプション契約が締結されていること。

(2) **具体的な引き合い:** 秘密保持契約(NDA) 下で企業等による技術評価が進行中であり、当該

(2) **費用負担の合意**： 各国移行費用およびその後の維持費用について、原則として企業等が負担することに合意していること。

ただし、極めて高い収益性が見込まれる基盤研究型特許（技術の根底にある原理、素材、製法などの基礎的な研究成果にかかる特許）であり、かつ外部専門機関（特許事務所、技術移転機関等）の評価を得た場合は、この限りではなく、委員会は知的財産管理予算の範囲内で各国移行の費用負担を承認することができます。

4. 登録後の年金納付および権利維持（図2 紫枠内）

特許登録後の維持年金の納付については、次の各号に定める見直し（棚卸し）基準に基づき、委員会が毎年継続の可否を審議し、その結果を発明者に通知するとともに、必要に応じてその意見を聴取します。

(1) **継続の条件**： 登録から3年（基盤研究型は6年）を経過した時点で、ライセンス未実施かつ具体的な交渉も行われていない場合は、原則として次回の年金納付を行わず、権利を放棄し、または法人の定める手続きにより発明者に譲渡します。

(2) **社会情勢の変化**： 代替技術の普及や市場の消失により、当該特許を維持する経済的合理性が失われたと判断される場合は、前号前段の期間内であっても権利の放棄または法人の定める手続きによる発明者への譲渡を検討します。

5. 発明者負担による継続の特例

上記「出願審査請求の承認基準」、「PCT 出願および各国移行の承認基準」および「登録後の年金納付および権利維持」にそれぞれ定める要件または基準を満たさず、委員会が費用の支出や手続を行うことを認めず、または権利放棄を決定した場合であっても、発明者が強く継続を希望する場合には、発明者が管理する研究費（寄附金を含み、外部資金等の場合は当該研究費の使用条件上、知的財産費用への充当が認められるものに限る。）を充当することを条件に、出願手続の継続または権利維持を行うことができます。

以上